



平成 28 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン  
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング  
(JASDAQ コード : 3350)  
問合せ先 取締役 CFO 王生 貴久  
電話番号 050-5835-0966

内部統制報告書の評価結果不表明及び  
内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、内部統制報告書を提出いたしました。本報告書において平成27年9月期の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社が財務報告に係る内部統制についての最終的な評価結果を表明していないことを受け、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から平成28年2月4日付で、当社の平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったとして、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領しておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 内部統制報告書の内容

当社は、財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続きを実施できませんでした。したがって、当連結会計年度末時点における、当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断致しました。実施できなかった重要な評価手続は以下の通りであります。

- ・ 飲食事業の内部統制の評価手続
- ・ ホテル事業の内部統制の評価手続

これは、主として飲食事業担当の経営者が、事業を急速に立ち上げ運営していくことを重視したため、財務報告に係る内部統制を整備、運用することの重要性の認識に乏しく、内部統制の評価結果のために必要な能力を要する人材の確保・配置が十分でなかったことに起因しております。

この結果、飲食事業及びホテル事業において、業務プロセスに係る内部統制の記述書等は整備したものの、運用状況の評価手続を実施できないこととなりました。

また、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、当社は、下記に記載した内部統制の不備を検出したしました。これらは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当し、当社の財務報告に係る内部統制が有効でないと判断いたしました。

2. 監査を実施した公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成28年2月4日

4. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、財務報告に係る内部統制の評価について、ホテル事業及び飲食事業の内部統制の評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとしている。このため、当監査法人は、上記の内部統制報告書に関して重要な監査手続を実施できなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

#### 強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制及び会計上の見積り等に関連する決算・財務報告プロセスに対する内部統制に開示すべき重要な不備が存在している。しかしながら、当該開示すべき重要な不備の影響を考慮して実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定している。また、開示すべき重要な不備に関連する会計上の見積り等について、再度詳細な検証がなされ、必要な修正記帳が実施されている。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

#### 6. 会社の今後の対応

当社としては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の不備を是正するため、以下の改善施策に着手いたします。

- (1) 代表取締役CEOの交代を始めとするガバナンス改革の実行
- (2) 管理担当取締役（CFO）の配置による財務報告に係る内部統制の強化及び責任の明確化
- (3) 飲食事業からの撤退及び担当経営者の退任による経営に対する不安要素の排除
- (4) 外部専門家の採用を含む管理部門の人員強化による内部統制の実効性の確保

以上